令和８年10月16日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について買入れたいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	外国図書（Ｊｏｕｒｎａｌ　ｏｆ　Ｇｅｏｄｅｓｙ　ほか１点）
１．履行又は納入期間	令和９年４月１日（木）～令和10年３月31日（金） 本案件は、令和９年度予算の成立を前提条件とする契約である。契約締結日は令和９年４月１日とするが、本案件に関する予算成立が令和９年４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
１．履行又は納入場所	国土交通省国土地理院
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年10月30日（金）12時00分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額（当該金額に１円未満の端数があったときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、消費税等を含む金額を見積書に記載すること。なお、見積書においては①課税本体価格（リバースチャージ対象外）②課税対象外本体価格（リバースチャージ対象）③消費税額を明らかにすること。
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　有　50%　部分払　一回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf

(2) 別添「契約の詳細条件」を熟読し「契約条件承諾書」を見積書と同時に提出すること。

契約の詳細条件

１．件　　名　外国図書（Journal of Geodesy　ほか１点）

２．納入場所　　国土交通省国土地理院

３．納入期間　　自　令和　９年　４月　１日
　　至　令和１０年　３月３１日

本契約は，令和９年度予算の成立を前提条件とする契約である。

契約締結日は令和９年４月１日とするが、本契約に関する予算成立が令和９年４月２日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

本件は、次の各項を契約の詳細条件とする。

(1). 納入及び検査　　上記物品を納入した時には、直ちにその旨を通知して検査を受けること。

なお、検査の時期は発注者が通知を受けた日から１０日以内の日とする。

(2). 対価の請求　　受注者は売買代金額の５／１０以内の前金払いを請求することができる。

受注者は（１）の検査に合格したときは、支払請求書により売買代金の請求をすることができる。

(3). 対価の支払　　発注者は、正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。

(4). 権利義務の譲渡等　　本契約により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(5). 発注者の請求による納入期限の短縮等　　発注者は、正当な理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、受注者に対して書面により納入期限の短縮又は延長を求めることができる。この場合における短縮又は延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。

また、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して売買代金額を変更しなければならない。

(6). 契約内容の変更　　納入期限又は売買代金額の内容を変更する必要が生じたときは、文書をもって発注者と協議のうえ変更するものとする。

(7). 履行遅延の場合の損害金等

受注者の責に帰すべき理由により納入期限内に完納することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額とする。

発注者の責に帰すべき理由により、売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

なお、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める遅延利息の率が改定された場合はその率を適用する。

(8). 契約の解除

発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、契約を履行しないとき。

二　受注者の責に帰すべき理由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

三　前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(9). 契約の解除の場合の違約金等

次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た額の１／１０に相当する金額を違約金として、発注者が指定する期間内に支払うこと。

一　前項の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

なお、次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、上記第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(10). その他の事項

必要に応じて、発注者と協議して定めるものとする。

本件の受注に関しては、上記条件を承諾のこと。

令和　８年１０月１６日
茨城県つくば市北郷１番
支出負担行為担当官
国土地理院長　　河瀬　和重

契約条件承諾書

１．件　　名　外国図書（Journal of Geodesy　ほか１点）

上記件名の契約に関して、発注者の提示する詳細条件を承諾のうえお見積いたします。

令和　　年　　月　　日
住　所
業者名
代表者

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は確実に連絡が付く電話番号等を複数記載すること。）
（代表者と担当者が同じ場合や、連絡先が複数無い場合は、両方の欄に同じ記載をすること。）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担　当　者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

仕様書

No.	品目	規格	単位	数量	納入期限	備考
1	Journal of Geodesy （測地学雑誌）	2027冊子	式	1	自：令和9年4月 1日 至：令和10年3月31日	
2	GPS Solutions （GPSソリューションズ）	2027冊子	式	1	自：令和9年4月 1日 至：令和10年3月31日	